

区民委員会議案説明資料

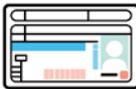
令和7年3月24日

| 件名 | 頁 |
|--|---|
| 1 第57号議案 足立区特別区税条例の一部を改正する条例 | 2 |

(区民部)

第57号議案説明資料

令和7年3月24日

| | |
|-------|---|
| 件名 | 足立区特別区税条例の一部を改正する条例 |
| 所管部課名 | 区民部課税課 |
| 内容 | <p>道路交通法の一部改正により、運転免許証と個人番号カードが一体化される。</p> <p>これに伴い、身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免申請時に提示が必要な運転免許証について、<u>運転免許証と一体化した個人番号カード（マイナ免許証）</u>の提示による申請も可能とする規定整備のため、足立区特別区税条例の一部を改正する。</p> <p>1 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）について 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が公布され、令和7年3月24日に施行される。</p> <p>(1) 運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定の整備 ア 希望者には、運転免許に係る情報を個人番号カードに記録することができることとする。 イ 自動車等を運転するときは、上記事項が記録された個人番号カードまたは運転免許証を携帯していなければならないこととする。</p> <p>(2) 施行日以後の保有状況は以下の3タイプ</p> <p>免許証は選べる3タイプ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>免許証 のみ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>マイナ免許証 (免許情報が記録されたマイナンバーカード) のみ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>両方</p> </div> </div> <p>※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯</p> <p>.....</p> <p>(3) 運転免許証とマイナンバーカードの一体化（イメージ）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="406 1534 909 1848">  </div> <div data-bbox="917 1534 1420 1848">  </div> </div> <p style="text-align: center; border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">ICチップ内に 免許証の情報を搭載</p> |

2 改正内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり）

(1) 改正条項

第46条の2（身体障害者等に対する種別割の減免）

(2) 改正内容

| 現行 提示書類 | 改正後 提示書類 |
|------------------------------------|---|
| 身体障害者等、生計同一者または常時介護者の <u>運転免許証</u> | 身体障害者等、生計同一者または常時介護者の <u>運転免許証</u> または <u>免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証）</u> |

3 施行年月日

公布の日から施行する。

足立区特別区税条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号 (身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第46条の2 区長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項</p> | <p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号 (身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第46条の2 区長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)</p> <p>を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢</p> <p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</p> <p>(4) 身体障害者手帳、療育手帳等又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度</p> <p>(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び</p> <p>有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</p> <p>(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的</p> | <p>において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢</p> <p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</p> <p>(4) 身体障害者手帳、療育手帳等又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度</p> <p>(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</p> <p>(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的</p> <p>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</p> |
| <p>3 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示(区長が、当該軽自</p> | <p>4 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示(区長が、当該軽自</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出) をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> | <p>動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出) をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、公布の日から施行する。</p> |